

利益相反管理方針

1. 基本方針

当社および当社の役員・従業員は、常にお客さまの利益を最優先とし、自己または第三者の利益を優先することによりお客さまの利益を不当に害することの無いよう、適切に業務を遂行いたします。

2. 利益相反の定義

本方針における「利益相反」とは、当社または当社の役員・従業員が行う業務または取引において、当社、当社の役員・従業員、または第三者の利益を図ることにより、お客さまの利益が不当に害されるおそれがある状態を指します。

3. 利益相反が生じ得る業務

当社は、次に掲げる業務において、利益相反が生じ得ることを認識し、管理します。

1. 保険募集業務において、手数料、取引関係その他当社側の事情が、特定の保険会社や商品を優先推奨し、お客さまへの商品推奨・説明に影響を及ぼす場合
2. 当社が保険代理店業務以外の事業（自動車販売、修理、整備等）を営むことにより、当該事業の利益が保険金請求、事故対応、商品推奨に影響を及ぼす場合
3. 複数のお客さまとの間において、利害が対立するおそれがある場合
4. お客さまから取得した情報を、当該お客さま以外の利益のために利用するおそれがある場合

4. 利益相反管理対象取引の特定

当社は、利益相反が生じるおそれのある業務または取引について、その内容、構造および背景を踏まえ、利益相反管理対象取引として特定するものとします。

5. 利益相反管理対象取引の具体例

対象取引の具体例として、以下の事例が挙げられます。

1. お客さまの保険金請求に関して、サービス部門等損害保険代理業以外の業務での売上を増大させるため、修理費を不当に上乗せするような取引を行うこと
2. お客さまの意向を確認することなく、手数料の高い商品や自社に有利な商品のみを勧める

6. 利益相反への対応方法

利益相反管理対象取引に該当する場合、当社は、状況に応じて以下のいずれか、または複数の措置を講じます。

1. 当該取引または業務の中止
2. 取引条件または方法の変更
3. 情報の遮断または業務分離
4. お客さまへの説明および必要に応じた同意の取得
5. その他、お客さまの利益を保護するために必要な措置

7. 社内体制

本方針を遵守するため、コンプライアンス部門において利益相反管理統括者を設置し、「利益相反のおそれのある行為」を管理します。

8. 記録および検証

当社は、利益相反管理対象取引の特定および対応内容について、必要な記録を作成・保存するとともに、定期的にその妥当性を検証し、必要に応じて見直しを行います。

9. 教育・指導

当社は、利益相反の防止および適切な管理を目的として、役員・従業員に対し、必要な教育・研修および指導を継続的に実施します。

10. 違反時の対応

本方針に違反する行為が確認された場合、当社は事実関係を調査のうえ、社内規定に基づき厳正に対処するとともに、必要に応じて再発防止策を講じます。違反行為が重大な場合は、必要に応じて法令に基づく措置を含む対応を行ないます。

附則

本方針は、2026 年 10 月 15 日より施行します。